

木津川市教育委員会会議録

令和2年第8回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和2年8月28日（金） 午前9時34分から午後0時07分まで
- 場 所：木津川市役所 5階 全員協議会室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、吉岡教育部次長兼こども宝課長、
木下学校教育課長、大内社会教育課担当課長、森文化財保護課長

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

事務局から、5. その他（2）令和2年第2回木津川市議会定例会の一般質問及び答弁の質疑応答中、事務局の最初の応答で、「裁定条件」を「認定条件」に訂正する申し入れがあった。

教育長が、第7回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員から異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第32号 令和3年度以降使用中学校教科用図書の採択について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

中学校教科用図書について採択を求めるもの。山城教科用図書採択地区協議会での選定経過の詳細について説明する。山城地区にある10の市・町・連合教育委員会により組織された山城教科用図書採択地区協議会により選定されたものを提案したもの。

採択の流れについて説明する。まず、教科用図書は、各教科書発行社が作成し、文部科学大臣の検定を経て教科用図書としての資格を与えられる。この検定済み教科用図書の採択権

限は、公立学校については所管する教育委員会にある。今回は令和3年度以降に使用する中学校教科用図書の採択年となっている。

次に採択の仕組みについて説明する。先に述べた山城教科用図書採択地区協議会において、学校現場の教職員で構成された調査員で検討を行い、その結果を地区協議会に諮り、最終的に各市町、連合教育委員会が採択することとなる。共同採択は、「市町村の区域又はこれらを併せた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が協議して種目毎に同一の教科用図書を採択することとされている。採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までにを行うこととされている。

具体の選定内容に関して説明する。採択基準は大きく3点、基本観点として7観点を指標としている。基準1は、学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていることとされ、全体としての特徴や創意工夫を観点としている。基準2は、内容や構成が学習指導を進める上で適切であることとされ、(1)基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るための配慮。道徳については、道徳的価値についての理解を深めるための工夫。(2)思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮。道徳については、物事を多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めるための工夫。(3)生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮。(4)学習指導要領に示していない内容の取扱い。道徳については、情報モラルと現代的な課題の取扱い。(5)他の教科等との関連の5観点である。基準3は、使用上の便宜が工夫されていることとして、表記・表現の工夫を観点としている。今回の採択では16教科69種目の教科書について検討された結果を示している。

教科書種目毎の主な選定理由を説明する。国語の教科用図書選定は「東京書籍」である。「主体的、対話的で深い学び」を実践する観点から、最も教えやすい教科書ということで意見が一致した。言葉の使い方に関する課題を発見したり、どのような対話を進めていけばよいのかモデルを提示するなど、主体的に進めやすい工夫がある。また、QRコードを利用して自学自習の方向性を示している。

書写は「光村図書」である。別冊「書写ブック」があり、3年間の要点がまとめてあり自学自習に配慮している。書き初めの見本は行書であるが、光村図書は1年生時からその配慮がなされている。また3年生の見本は6文字から5文字となり、工夫が見られる。QRコードから筆順を学ぶこともでき、生徒にとって最も使いやすいものとなっている。

社会の地理的分野は「帝国書院」である。見開き2ページに、導入、展開、まとめがあり、たいへんわかりやすい構成となっている。多くのQRコードが掲載され、デジタル教科書やICTの活用につながる。下部欄外に小学校や歴史・公民との関連語句があり、発展的に考えられるようになっている。振り返りでは資料や大切なキーワードを多く提示し、探求課題を整理させる工夫がある。

社会の地図帳は、「帝国書院」である。A版を使用することで掲載の地図範囲が広がり、扱いやすく見やすくなっている。日本と世界の地図が同緯度、同縮尺で描かれておりわかり

やすい。視覚的にわかりやすい図やイラストがあることで世界の自然環境や生活・文化、産業などの特色を理解するのに役立つ。

社会の歴史的分野は「帝国書院」である。タイムトラベルのページでは小学校で学んだ主な出来事を掲載しており、小学校での学習内容の振り返りと、中学校での学習内容の違いを知ることができる。章や節の最後に振り返りのページがあり、習得した学びを深化させる工夫がある。QRコードはNHK for School にリンクさせ、単元に関わる動画を閲覧できる。

社会の公民的分野は「東京書籍」である。1単位時間を、導入資料、学習課題、本文、振り返りを含み見開き2ページで扱っており使いやすい。SDGsの観点、小学校との連携についても充実している。巻末に「参考法令集」や「用語解説」のページがあり、生徒自らが学習を進め、内容を理解し、定着させる工夫がある。「みんなでチャレンジ」のコーナーで、対話的な授業実践に取り組みやすくなっている。

数学は「啓林館」である。例題から演習への流れがスムーズで、「みんなで学ぼう編」と「自分から学ぼう編」の2部構成になっている。「自分から学ぼう編」では、「学びのあしあと」に記録を残すことで、学習の過程を意識できるよう工夫されている。QRコードを活用した、デジタルコンテンツも充実している。

理科は「啓林館」である。各単元の最後に探求活動の設定があり、発展的な活動に導く構成となっている。適所に書き込み欄を設け、自分の考えを表現できるよう工夫されている。300カ所を超えるQRコードがあり、デジタルコンテンツが最も充実している。

音楽一般は「教育芸術社」である。全学年において「曲のよさをプレゼンしよう」というページがあり、主体的・対話的な深い学びを意識した学習に取り組めるよう配慮されている。挿絵のキャラクターの吹き出しがヒントになっているなどの工夫も生徒にとって使いやすい点である。

音楽器楽は「教育芸術社」である。Q&Aのコーナーにちょっとしたコツや裏技など、基礎的な内容が分かりやすく掲載されている。和楽器を活用した創作の導入により、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう工夫されている。

美術は「光村図書」である。資料や制作工程が豊富に掲載されており、別冊で資料集等を購入する必要がない。図画工作から美術への説明もわかりやすく、小中の連携にも配慮されている。各単元にQRコードがあり、多くの作品を鑑賞できる。

保健体育は「東京書籍」である。新学習指導要領に沿った流れが、生徒にも教師にもわかりやすく、言語活動への工夫が見られる。またデジタルコンテンツが豊富で、インターネットを活用した学習を行いやすくなっている。各授業で習得した知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力の育成につなげられるよう、配慮がなされている。

技術科は「東京書籍」である。指導者と生徒にとっていかにわかりやすく、使用しやすいかをポイントに選定された。その意味で、写真とイラストでわかりやすく編集されており、またQRコードを読み取りインターネットを活用した学習が可能であり、専門の先生でなく

でも使いやすくなっている。実習例が多くあり、自分の技能に合わせたものを選択し組み合わせることができるのもよい点である。

家庭科は「東京書籍」である。他社とは学習内容の配列を変え、自立から共生へと深める内容となっている。現代的課題への対応として、「共生社会」や「持続可能な社会を目指して」を取扱い、高齢者との関わりや消費者被害、SDG s等が設けてある。97種類のDマークコンテンツや、防災手帳、体験めがねなども活用しやすく便利である。

英語は「光村図書」である。ストーリー性を重視した作りとなっており、身近な話題を元に本文が書かれているので生徒が興味を持って学習に向かうことができる。丁寧に作られているが指導者にとって工夫の余地が残されているところも特徴である。QRコードを使って自学自習できる工夫がされ、4技能5領域の活動の印があり、わかりやすい。

道徳は「廣済堂あかつき」である。本編と別冊「道徳ノート」の構成で、別冊は内容項目の説明資料や補助資料になっており、本編と併用することで、内容を深められる構成となっている。感動的な体験に基づいた資料を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができる。本編ページ下に道徳ノートとのリンクが示されており、必要に応じて自分で考えて書き込みながら考えられるようになっている。教材に関連したコラム

「thinking」は教材を多面的、多角的に考えられるように工夫されている。

以上を主な理由として地区協議会で選定された。

【質疑応答】

教 育 長：今回の教科書選定審議会で重視されたことは何か。

事 務 局：今回の改定では、若手教員の増加を受け、若手教員でも使いやすい、また、山城地方の学力の実態を踏まえて、新学習指導要領実施に伴う教科用の図書として、主に次に挙げる4観点を踏まえて協議されている。1点目に学力向上の視点、2点目に公教育として公平性が担保されているか、3点目に若手教員でも授業で使用しやすいか、4点目に学習者である生徒にとって親しみやすく、使いやすい、また、主体的・対話的に学習に取り組めるか、である。

教 育 長：今回の改定における教科書の特徴はあるか。

事 務 局：来年度から新学習指導要領が全面実施されるが、主な柱となる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善や、他の教科との関連するカリキュラムマネジメント推進の工夫がみられる。新型コロナウイルスの影響で、自学自習が注目され、新しい教科書についても家庭学習でも活用できるようにと、デジタル面での工夫が非常に多くなっている。

教 育 長：教科ごとの質疑を行う。国語について質問はあるか。

委 員：国語は教科書会社数も多く、各教科書会社で様々な取り組みがされていると思うが、東京書籍の教科書にはどのような工夫がされているか。また、国語科

の基礎・基本である読む・聞く・書く・話すということにおいて、どのような特徴があるのか、詳しく説明していただきたい。

事務局：基礎基本の定着という面で、「学びの扉」というセクションがあり、学習者が課題を意識し、「学びを支える言葉の力」というパートで基礎力を鍛える流れの学習となっている。「言葉の力」というパートで学習のポイント押さえることができるよう、工夫がなされている。「読む・聞く・書く・話す」については、各単元にて「読むこと・書くこと」、そして「話すこと・聞くこと」の順序で構成されており、教材で身に付けた力を生かしながら次の課題に応用する力をつけていくものとなっている。

教育長：書写について、質問はあるか。

委員：書写の時間は年々減少しており、3年間通して1冊の教科書を使うということだが、他の教科のなかで書写の学習に生かせる時間や工夫はあるか。

事務局：書写で学んだ内容を生かして、壁新聞など、学校生活の行事や授業を意識した課題はある。また、年賀状を書いたり、実生活に活かせる知識・技能を身に付けられるよう意識した構成となっている。

委員：中学校から始まる行書について工夫はあるか。

事務局：半紙と同じ大きさの手本が掲載されているほか、QRコードが掲載されており、デジタルコンテンツにより筆順や筆使いが動画で見られるように工夫されている。

教育長：社会科の地理的分野について質問はあるか。

委員：生徒の関心や興味を引くために、写真や資料、地図など、どのような作りになっているか。

事務局：地理は帝国書院である。各単元の最初に2ページにわたり写真が掲載され、導入から興味を持ちやすいものとなっている。「技能を磨く」というコーナーがあり、写真や地図、グラフの読み取り方など、地理的な技能を磨くための工夫がなされている。

教育長：社会の歴史的分野について質問はあるか。

委員：歴史については、最も多くの意見が出る分野であると思うが、帝国書院を選ばれた理由を説明していただきたい。

事務局：歴史は非常にたくさんの種類の教科書があり、調査委員会の意見として、冒頭の説明に加え、現場の実態をよく理解している教科書作りである点が評価された。特に、情報量の多いページについては見開き2ページで扱うことによって全体が見やすい工夫がされている。また、地域教材が充実しており、巻末に歴史年表の掲載や、日本と世界の出来事が並列して記載され、関連付けられているページもある。以上の点から最もよい点が多かったとして、帝国書院が選ばれた。

- 教 育 長：社会科の公民的分野について、質問はあるか。
- 委 員：公民も歴史と同様、教科書展示会でも意見が多くあったと思うが、学習に入る際に、自分の生活と社会の仕組みをどのように良くしていくかについて、興味を持つことが大事だと考える。生徒が興味を持つということにおいて、どういふ点で選ばれているのかを伺いたい。また、現代社会において様々な意見があり、自分の立場によって各々が正しいと思う意見を持つ。そこで、自分がどういふ立場をとるのかというときに、「みんな正しい」と考えるのではなく、自分の意思で意見を選んでいく必要がある。そのような考え方を深めていく工夫はどのようにされているか。
- 事 務 局：公民の教科書は東京書籍であるが、体裁としては単元をカラーで色分けしており、見やすさを意識している教科書である。UDと呼ばれるユニバーサルデザインや、凹凸が少なく見やすいフラットデザインを採用するなど、読みやすく学びやすい配慮がされている。現代社会の様々な出来事を、自分の見方や考え方を働かせて学びを深める活動に取り組めるパートにマークを明示し、生徒が自分で考えて活動できる工夫がされている。
- 教 育 長：地図について、質問はあるか。
- 委 員：地図は今までも帝国書院もしくは東京書籍の2社であるが、今回帝国書院が選ばれた理由は何か。またサイズが大きくなっていることについても説明いただきたい。
- 事 務 局：地図帳は帝国書院である。A版仕様となり、広い範囲を見ることができる。また、鳥瞰図が採用されている点も特徴的である。「地図活用」のコーナーを設け、生徒が自分で地図を使って学習に向かうことができるよう工夫されている。地図上の随所にQRコードがあり、インターネットに繋げて、生徒が興味・関心をもったことについて教職員が指導できるよう工夫されている地図帳となっている。
- 教 育 長：数学について質問はあるか。
- 委 員：数学は得意な子どもと苦手な子どもに分かれやすい教科であると思うが、基礎・基本の定着というのは、小学校から引き続き、中学校も必要なことだと考える。苦手な子供でも、「もう一度やり直そう」という気持ちになれるかどうか大きいと思うが、その点において、啓林館の教科書が選ばれた理由は何か。また、前回の学習指導要領からアクティブラーニングや対話的な学習などが言われているが、数学では難しい印象がある。論理的な考え方は基礎にもなり、対話的な学習場面も授業の中では必要になると思うので、若手教員も指導しやすい工夫があれば説明していただきたい。
- 事 務 局：数学は啓林館である。主に、基礎・基本である小学校からの接続として「ふりかえり」という欄があり、学び直しができ、既習事項を復習できるような並

びとなっている。特に中学1年生が使う教科書については算数の振り返りページを設けている。章末問題では基礎と応用の二部構成となっており、基礎・基本の定着が図れる工夫がなされている。現在は新型コロナウイルスの影響で制限されてはいるが、「学びを活かそう」というセクションにて、グループで問題の解法等について話し合い、自分の考えや解き方を説明したり、他の生徒に伝える学習ができたりといった工夫がされている。

教 育 長：理科について質問はあるか。

委 員：理科の教科書については物質学習の分野を中心に拝見した。啓林館や東京書籍の内容は充実していると感じた。2社を比べると、啓林館は、単体同士の結びつきで違う物質になっていくことについて、様々な例が挙げられていた。その点も含め、啓林館を採用された理由をお伺いしたい。

事 務 局：理科は啓林館である。QRコード等非常に多く、300か所以上あり、実験動画やデジタルコンテンツが豊富である。ダイナミックな図や写真もたくさんあり、学習効果を高めるものとなっている。特に、基礎・基本の定着の面でも工夫されており、スモールステップ、小さな目標をコツコツ解いていくといった構成になっている。また、理科は算数・数学との結びつきも大きいですが、巻末に算数・数学との接続についても確認するページを設けている点が、優れている特徴である。

教 育 長：音楽一般について質問はあるか。

委 員：音楽は、興味のある生徒とそうでない生徒との差があるが、教科書で興味や関心を惹く要素はどういったところにあるか。

事 務 局：音楽は教育芸術社である。選定は2社のうちから行った。著名人からのメッセージや写真の掲載から始まることで、興味・関心を持たせる工夫がある。また、音楽的な観点から、見方や考え方を育成するのに効果があると判断された。写真だけではなくイラストも非常に工夫されており、リコーダー演奏の説明においても、ビジュアルの質が高く見やすくなっていることが、採択された理由である。

教 育 長：器楽について質問はあるか。

委 員：様々な楽器について説明されているが、日本の伝統的な楽器はどのように取り扱われているか。

事 務 局：器楽は教育芸術社である。和楽器についても取り扱っている。中学生がよく使うリコーダーを中心に、ギターが加わり、和楽器がある。「楽器でメロディー」というコーナーがあり、有名な曲の旋律をリコーダー、和楽器では箏、三味線、篠笛にて、和洋問わずに演奏が楽しめる工夫がされているのが特徴である。

教 育 長：美術について、質問はあるか。

- 委員：歴史や地理といった他教科との関連において、どのような点を評価されたのか。
- 事務局：美術は光村図書である。教科書の特徴は、生徒作品が非常に多く掲載されており、生徒にとっても自分と同じ年代の作品に触れ、制作過程も見ることができ、生徒自身の発想の手掛かりになるように工夫されている。他の特徴として、「最後の晚餐」や「鳥獣人物戯画」を、遠近法を学ぶための教材として使用しており、原寸大で掲載することで作品を鑑賞するということが工夫されている。
- 教育長：保健体育について、質問はあるか。
- 委員：中学生で学んだことは生涯役に立つ内容も多いと考えるが、その点について工夫はあるか。
- 事務局：保健・体育は東京書籍である。主に、自分が大人になってからの生活において、今の自分や将来の自分に必要な生活習慣の改善についてテーマを設け、対話的な学習ができるよう配慮されているのが特徴である。
- 教育長：技術について、質問はあるか。
- 委員：製作や実習について、工夫や特徴はあるか。
- 事務局：技術・家庭は男女共修となる。実習例が1点につき8例挙げられており、最も多い実習例が掲載されているのが特徴である。原理原則と仕組みや問題解決、発展と技術という構成になっており、実習を進めていくうえでもわかりやすい構成である。
- 委員：他の教科と関連しているところが多く見られた。教科同士の関連について、どのような工夫がされているか。
- 事務局：各編にマークが付けられており、小学校時代の学習内容、他教科との関連も意識しながら学習が進められるように教科書の表現を工夫されているのが特徴である。
- 教育長：家庭について、質問はあるか。
- 委員：教科書の全体的な特徴と、実習についての工夫を教えてください。
- 事務局：どの教科書会社にも当てはまるが、まず目標が示され、振り返りがあるという構成となっている。特に東京書籍の教科書は、まとめ方が非常にわかりやすく、体系的に整理されており、学習者である中学生自身が、学習へのモチベーションを高めることができる教科書であるとの評価であった。実習については、食育や被服の実習が多くなっているが、77例掲載されており、他の教科書に比べて多かった。また、地域食材、和服、日本の住まいなど、日本の伝統文化を学べると同時に、異文化理解の視点からも書かれた教科書である。
- 教育長：英語について、質問はあるか。
- 委員：現在、小学校及び中学校で使用しているのは東京書籍の教科書であるが、教

科書会社を変更した理由と、4技能5領域という説明が冒頭にあったが、5領域について、英語ではどのような力を想定されているのか、説明していただきたい。

事務局：東京書籍は20年以上採用されていた。今回、光村図書が選ばれた理由について、ストーリー構成で、日常生活が本文になっており、使える表現が非常に多かったため、生徒自身も場面に応じて英語を使ってみようという意欲が湧くのではないかという意見が最も多かった。指導者が工夫できる余地が残されており、新学習指導要領に変わることに伴い、見直しが行われた。4技能5領域について、4技能は国語と同じく「読む・書く・聞く・話す」であるが、英語の場合はスピーチをするという一方通行で話すという側面と、対話で話すという側面があり、話すという分野が二つに分かれているため、5領域という分け方になっている。

教育長：道徳について、質問する。道徳ノートが別冊としてあるが、学校現場では、実際、どのように使用されるのか。

事務局：選定理由に、別冊「道徳ノート」の存在があるが、本編と併用することで、本文とリンクした振り返りを行うことができる。また、道徳ノートにある補助資料も優秀で、更に学習を深められる効果が期待されている。

教育長：道徳学習の教材選択も課題であるが、人が生きていく上で昔から大切にされてきたことや、時代・社会の変遷で新たな現代的課題も出てくるが、選定教科書はどのような工夫がされているか。

事務局：現代的な課題は各社取扱いがある。採用される廣済堂あかつきは、いじめ問題に深く切り込み、いじめられた子どもたちの思いについて最も強烈に訴えられている点が評価されている。現代的な課題のみならず、古典的・感動的な教材が充実している点も評価されている。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

会議の途中で傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

《議案第33号 令和2年度木津川市一般会計補正予算第6号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100,211千円を追加し、歳入歳出それぞれ37,735,035千円とするもの。

歳出予算の第9款教育費については、補正前の額3,568,169千円に72,483千円を追加し、3,640,652千円とするもので、一般会計に占める割合は9.65%となる。

(教育委員会関係予算案資料により、主たる施策内容を説明)

【質疑応答】

委員：城址公園に増設するトイレは、一般市民も使用できるのか。どのような計画となっているのか。

事務局：社会教育施設として増設する。現在あるトイレ近くに増築する予定である。また、グラウンドの空きスペースに休憩所を設け、城山台小学校の児童が体育の授業中に休憩したり、急な雨天時に避難したりする場所として考えている。子供たち専用として作ることはできないので、平日は子供たち専用、休日は社会教育施設を利用する方々が使われることを想定している。

教育長：新型コロナウイルス感染症対策において、今回の補正予算案では学校の要望を汲んだものとなっているか。

事務局：前回の補正予算では、全校、保健室に除菌消毒液を購入し、一律に使えるものを導入したが、それぞれの学校の実態において必要となるものは違ってくるので、今回は各学校で必要となるものを計上している。

委員：預かり保育について、利用者は増加しているか。

事務局：令和2年4月から預かり保育のサービス内容を充実させ、週3日実施していたところを週5日の実施、また、午後4時半までとしていたところを午後5時までに変更した。4月は新型コロナウイルスの影響で利用を控えていただいていたが、昨年度の5月～7月の実績と比較して、利用人数が大きく増加した。今後を見込み、補正を行った。

委員：いずみホールとアスパアやましろ、加茂文化センターの休業補償料とあるが、補償率について問う。

事務局：指定管理施設であり、施設を貸し出した料金は管理会社の収入となる。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市から休業要請を行い、その時点で正式に成立していた予約分について補償をすることとなった。3月分については前年度会計で補償が終わっているが、今回の補正に計上しているものは、4月・5月分となる。休業要請を延長したので、その時点で成立していた予約分について、管理会社の収入となる分がなくなったため、補償するもの。

委員：利用が再開しても利用率は下がると思うが、どのようにお考えか。

事務局：密にならない状況で、利用者同士の距離を確保し、人数制限を行っているが、そのため活動に制限がかかり、利用率が下がることは想定される。大きな減収があれば検討していかねばいけないが、状況を見ながら調整していく。

委員：どこの貸し出し施設も人数制限を行っているのか。

事務局：2メートル四方、4平方メートルの広さに1人が入るよう、人数設定を行っている。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第34号 可動式教育用コンピュータ整備事業の契約の締結について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和2年第3回木津川市議会定例会に提出予定の契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当するため、議会の議決を得る必要がある案件である。第2条については、150,000千円を超える工事請負等の事業が該当する。契約の目的となるのは、可動式教育用コンピュータ整備事業として充電保管庫、校内LAN整備業務委託契約であり、これらが該当する。物の購入だけではなく設置する行為が発生するので、第2条に該当する。契約方法は一般競争入札、契約金額は227,000千円、契約相手方は株式会社ライオン事務器大阪本店である。

設置の目的は、GIGAスクール構想に基づき、一人一人に個別最適化された学びを実現するため、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用し、市内小・中学校に充電保管庫・校内LANの設置を行うもの。今回の事業の範囲は、充電保管庫、無線アクセスポイント、ネットワークスイッチの設置である。事業の規模について、充電保管庫は286台、無線アクセスポイントは257台、ネットワークスイッチ一式を整備する。

入札の状況について、2社の応札があり、株式会社ライオン事務器大阪本店が207,000千円で落札し、税抜予定価格が327,710千円であったので、落札率は63.17%となった。

履行期間について、第3回木津川市議会定例会に上程し、議会の議決を得たら、議決を得た翌日から令和3年1月31日までを工期として整備をするもの。

【質疑応答】

- 委員：充電保管庫について、議案書には286台とあるが、児童・生徒が増加するにつれて、増設が必要となるのか。
- 事務局：充電保管庫は1教室に1つ設置し、中にクラス人数分のタブレットを全て収納できる。
- 委員：教室数が増えれば、買い足すことになるのか。
- 事務局：今後、教室数が増えることがあれば買い足すこともある。
- 教育長：現時点での児童・生徒数、教室数を想定して対応している。
- 委員：無線アクセスポイント257台とあるが、具体的にどういうものか。
- 事務局：インターネットの電波を中継し、増幅する機械である。
- 委員：各小・中学校の各教室に設置するということか。
- 事務局：教室のほかに、体育館も想定している。
- 委員：保管庫の数と違いがある理由を教えてください。
- 事務局：既に設置済みの箇所があるための差である。
- 委員：一斉に購入するということだが、メンテナンスや保証はどのようになっているか。
- 事務局：今後修繕が必要となれば、補修業務の契約を別途締結し、管理していくこととなる。来年度以降、予算の計上がある。今回は設置にかかる費用の計上である。
- 委員：子どもたちへのメリットはどのようなものがあるか。
- 事務局：各学校で今年度一人一台タブレットが配備されるため、学校で活用するための整備事業である。学校で効率的に管理するため行う事業である。
- 事務局：無線アクセスポイントを整備することで、教室でもインターネット環境が整う。従来はパソコンルームまで移動して調べ学習をしていたが、教室でもできるようになる。教科書にあるQRコードの活用や、話し合い活動で話し合ったことを電子黒板とリンクさせることもでき、活用の幅が広がる。また、保管のみならず充電もできるため、収納するだけで翌日も使うことができる。できることが非常に広がる。
- 委員：タブレット代は含まれているか。
- 事務局：含まれていない。
- 委員：保管庫はあらゆるメーカーのタブレットに対応しているのか。
- 事務局：どのメーカーでも充電可能である。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

教育長が休憩を提案した。（11時07分から11時15分）

再開（11時15分）

《議案第35号 木津川市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正に係る臨時代理について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱について、京都府立学校ハラスメント防止等に関する要綱の改正に伴い所要の改正を行うものであるが、京都府からの正式通知が未着のため、改正通知受理後、直ちに教育長の臨時代理にて当該要綱の改正を行うもの。

改正案の概要について、令和2年6月1日に施行された、いわゆる女性活躍推進法等の一部改正により、パワー・ハラスメント防止が法制化され、事業主に雇用管理上の措置義務が新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されたため、所要の改正が行われる。

府立学校ハラスメント防止等要綱の主な改正点（案）を説明する。パワー・ハラスメントに係る定義については、要綱（案）の第2条第4号にて明記されている。また、その他ハラスメントに関する規程の追加として職員の責務について規定される。まず、ハラスメントはしてはならないということについて冒頭で明文化され、教育実習生など、職員以外に対する言動もハラスメントの対象になる。妊婦や不妊治療をされていることに対しての嫌がらせの防止についても明確化される予定である。

今回の府の改正に伴い、市立学校に勤務する府費負担教職員については、各学校設置者がハラスメント防止のため雇用管理上の措置等を講じる必要があるため、木津川市の要綱についても一部改正を行う。

今後の予定として、2学期開始前に通知等を発出するとされていたが、既に木津川市については2学期が始まっており、府の要綱改正も9月1日施行であるので、教育長に臨時代理をいただき、改めて報告する予定である。

【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第36号 木津川市立幼稚園規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う3歳児からの教育体制を整えるべく、木津幼稚園の定員数の定員の改正を行うもの。

現在、公立幼稚園全体の園児数は減少傾向にある中、3歳児クラスについては抽選を実施しているという現状、及び空き教室の有効活用の観点から、「木津幼稚園」の利用定員と学級編成について整理を行い、具体的には当該園の3歳児の定員を20名から40名とし、4歳児・5歳児を105名に改めるものである。よって、当該園のクラス数については3歳児が1クラスから2クラス編成となるもので、これらの部分について、今回、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（令和2年8月4日～令和2年8月28日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 令和2年度木津川市立学校給食センター運営委員会の報告について、事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

今年度から3センター体制を2センター体制にしたことに伴い、受配校の変更を行ったため、3センター一括の資料として作成している。

第一学校給食センターについて、運営委員として教育委員2名にお世話になっている。会長・副会長・監事は輪番制をとっており、今年度の会長に木津小学校長、副会長は木津中学校PTA代表及び木津中学校長、監事は木津幼稚園PTA代表及び木津幼稚園長の選出を行った。

令和元年度木津川市立木津学校給食センターの学校給食会計決算については資料のとおりである。収入と支出の差引残高について436,641円とあるが、新センター稼働に伴

い、受配校である木津南中学校が木津学校給食センターから第二学校給食センターへと変更したため、2センターで按分して算出している。木津学校給食センターの報告については資料のとおりである。

次に、山城学校給食センターの会計決算について、歳入歳出の差引残高2,047,741円で、山城学校給食センターの受配校は全て第一学校給食センターとなったため、全額、第一学校給食センターへ引き継がれている。山城学校給食センターの報告についても資料のとおりである。

給食費未納額一覧について、第一学校給食センターに引き継ぐ未納額を記載しており、木津南中学校が第一学校給食センターの受配校から外れ、加茂センターで受配していた梅美台小学校が第一学校給食センターに変更となったことを考慮し、未納額を算出している。

第二学校給食センターについては、運営委員として教育委員2名にお世話になっている。第二学校給食センターも同じく、会長・副会長・監事は輪番制をとり、今年度の選出を行っている。

加茂学校給食センターの会計決算について、残高が2,047,741円のうち、梅美台小学校において受配校変更を行ったので、調整して2センターに按分し引き継いでいる。加茂学校給食センターの報告については資料のとおりである。

以上のとおり、各委員の皆さまに送付している。

(3) 図書館における自主学習の在り方について、事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

昨年度は図書館の開館時間を課題としたが、今年度は図書館での自主学習を課題として取り上げ、進めていきたいと考えている。

背景として、社会の急速な変化とともに、ニーズが多様化し、図書館の多様化やサービスの見直しが求められる状況にある。合併後十数年が経ち、自主学習について議会での質問、請願の採択、地域要望や市ホームページなどを通じて、ご意見、また利用者アンケートからのニーズを受けてきた。これまで、図書館での自主学習とは、図書館法を受け、図書館の位置づけとして図書その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供し、また資することを目的とする施設として、また、図書館の奉仕、サービスとして、図書その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することを主たる目的としてきた。これまでの考え方として、図書館での自主学習については、法の趣旨や利用サービスの性質上から、図書館としてはなじみなく、また、学習スペースの確保が難しいとしてきた。

ニーズの高まりや要望等を受け、これからの自主学習の在り方と検討を行っていく。図書館法に基づき、図書館の設置・運営上の望ましい基準が平成24年に制定され、多様な学習機会の提供が謳われている。「自主的、自発的な学習活動を支援するため、多様な学習機会の提供に努め、学習活動のための施設・設備の共用、その他活動環境の整備に努める」と書かれている。これらを受け、これからの自主学習について、社会の変化・ニーズの多様化に

即し、これまでの在り方を再考し、生涯学習施設・社会教育施設の一つである図書館として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に生涯学習の機会・場の提供に努め、ひいては利用者サービスの向上と充実につながっていくものとなる。また、実施に向けては、施設のスペースに限りがあるが、従来の枠にとらわれず、多方面から現有のスペースを見直し、精査し、多くはないが自主学習、現在の検討としては自習席のスペース確保を進めていけるのではないかと考えている。本日、自主学習を図書館で進めていくことについて、ご意見を伺いたく、今後の実施に向けた一定の検討案についても説明する。

現在の検討案として、開館時間において自習席を常設し、利用カードをお持ちの方を対象に、概ね一日を3ゾーンに分け、最大2時間の利用とし、1人1日1回まで、他に利用希望がない場合は、1度だけ延長可能とすることを考えている。このような形で利用を制限する理由の一つは、図書館は閲覧が基本となるが、利用の種類を広げていく中で、ある程度の公平性を保つために、一定の制限を設けつつ進めていきたいと考えている。具体的な各図書館での場所の確保について、各館4席を考えている。

これまでの経過として、本件について、図書館協議会や社会教育委員会でも意見を伺っている。あり方について、一定の賛成・賛同を受けているが、実施に向けての検討する中で、中央図書館においてはスペースを増加することについて多く意見があった。また運用面においては、制限のある中で、居心地よく、使い勝手の良い空間を作り上げていければとの意見があった。具体的には、中央図書館の配架スペースの一部に席を設けることを考えているが、2階の視聴覚室を活用してはどうかとの意見があった。当館としてその検討を行い、防犯上の問題や、常設するということもあり、土日の開館時の見守りが難しく、配架スペースの中で設置することで検討している。

実施の検討においては、図書館協議会や社会教育委員会の意見を踏まえ、再度、館内で検討を深めたところであるが、利用に供していな席やテーブル等もあったため、それらを利用し、中央図書館で4席であったところを8席とし、加茂図書館・山城図書館で4席ずつとしている。実施においては、新型コロナウイルス感染症の動向も見て、十分な防止対策の手法や実施時期、また、運用内容を見定めていく必要があると考えている。現在、6月に利用を再開してから現在の閲覧席の利用状況は、概ね15%から30%程度に制限している。その関係で、席数も間引いての実施になる可能性もある。また、実施時期についても、来年度から進めていきたいと考えるが、感染の動向も先を見通せず、また、図書館においては、年内の事業を中止し、図書館の利用も30分程度とお願いしている。利用時間との兼ね合いもみながら、実施時期について十分に注意しながら進めていかなければいけない。本日、在り方についてのご意見を伺い、方針を決定できればと考えている。実施に向けては、本日いただく意見を踏まえ、更に具体的な内容としていきたいと考えている。

【質疑応答】

委 員：席の絵や写真を見ると対面式になっているが、閲覧席も対面式か。昨今のコ

ロナ対応で気になるところである。

事務局：現在は2テーブルであるが、1テーブル追加することを検討している。本来は1テーブルにつき4席あるが、コロナ対策により、現在、各テーブル2席となっている。席の真ん中に仕切りを立てており、4席にした場合は十字に仕切りを立てることを考えている。

委員：対象年齢について伺う。グループでの利用になると会話を伴いがちになる。自習される方は、他グループの会話が聞こえることを嫌う傾向にあると思うが、友達と一緒に自習室を利用したいという場合はどうするのか。対話しながら勉強するというのは、現在の学習指導要領からみると良いと思うが、申込み時点で制限するなど、何か方法を考える必要がある。

事務局：図書館に求められる姿の一つに、のんびり、静かな環境というのがある。現在も閲覧席に制限をかけているが、申し込み式とし、中央図書館では70席ほど常設していたところ、現在は13席しかない。利用時間を30分でお願している中で、平等に皆さんにお使いいただくとなると、申し込んでいただいて使っていただくことしかできない。同じような考え方で、自習席についても申し込み式としたい。その中で、利用案内を配布する予定で、静かに利用してもらおうことについても含める予定である。

委員：コロナが収束し、全く以前と同じような席数が使えるというのは考え難いので、いままで利用されていた方が影響を受けないような方法を考えていただきたい。例えば、自習だけのスペースだけであれば、図書館以外のところで教育委員会として設置するなど。個々の住宅や家庭事情などもあり、家では勉強し難いこともあるだろうから、自習席については別に検討するのがよいと考える。もし実施されるなら、以上の条件をクリアして対応していただきたい。

事務局：見出しにもあるよう、図書館での自主学習の在り方としている。自主学習については、図書館でなければならないというわけではない。ただし、図書館に自習席を設ければ、図書資料を用いながら学習ができるというメリットがある。今回の検討は、自身の資料を持ち込んで、ある程度の時間、図書館のスペースを利用いただけるという場の提供をしようという考えである。その目的の一つに、図書館をより多くの方に利用いただくというのが目的である。昨今、木津川市の人口が市街化により伸びてきているが、図書館の利用は減少傾向にある。より利用しやすい環境の一つとして、自主学習を取り入れていこうという発想に基づいている。

教育長：図書館協議会にて、利用者サービスを出来るだけ行っていこうという方向で、昨年度は開館時間を30分延長した。今回もこういった検討をしていただいているが、今は新型コロナウイルスの対応を最重点におき、実施可能となった段階から、具体策を検討していくことがよいと考える。今まで自主学習が出

来なかったというのは、静寂な雰囲気のある図書館で自主学習をしたいという方の思いがあり、あらゆる要望に応えていくにはそれなりの努力が必要で、バランスを保たなければならず、どちらの人もある程度は我慢してもらうということも必要になってくるだろう。

(3) 要望書等について、事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

前回の教育委員会以降で提出された要望書等について、上段2件は、議案第32号で説明した教科書採択に係るものとなっている。

8月5日に、新型コロナウイルス感染症対策に関連しての申し入れとして、日本共産党木津川市議員団からいただいている。また、こどもの未来を考える城山台パパママ会から、学校選択制について保護者説明会の実施要望、そして、さわやかな木津川市をつくる加茂の会から、マンモス校化する城山台小学校問題の取り組みに関する要望書をいただいている。

日本共産党木津川市議員団からは、市長及び教育長宛てであるため、教育委員会関連の項目について説明する。少人数学級の実現と、子どもたちの心のケアと学力保障について、6項目いただいている。これについては、校園長会議の中で学校長と判断を出したところであるが、子どもたちにとって例年とは違う2学期の始まりを迎えているところで、子どもたちの様子に十分注意し、学校内の教職員の中で情報を共有することで、教育委員会と学校が連携して、子どもたちの見守りを行っていきたいと考えている。

こどもの未来を考える城山台パパママ会から、学校選択制についての説明会実施要望について、8月20日までに回答を求められていたため、過日、文書にて回答した。学校選択制については、地域で子どもたちを守っていくという考えに変わりはないが、3月の市議会でも学校選択制について考えるという附帯決議をいただいたことも踏まえ、1,800人規模であっても学校運営を行っていくものではあるが、不安を抱かれるご家庭のため、制度を創設したと説明をし、説明会ではなく、各家庭で様々なケースがあると考え、個別対応をしていくとの回答を行った。

次に、さわやかな木津川市をつくる加茂の会からの要望書について、マンモス校を解消して、ゆとりのある環境で子どもたちが学べるようにと、3つの要望をいただいている。こちらも市長及び教育長宛てであるが、城山台小学校については敷地内に校舎を新設するだけでなく、新校舎には必要な設備を整え、第二体育館や城址公園グラウンドの活用等にて、子どもたちの活動の場を確保していくと回答した。また、学校選択制については先程と同様に、基本的に地域で子どもたちを守っていくという考えに変わりはないという説明と、今後、学校と教育委員会で綿密な連携を取りながら必要な対策を講じることで対応していくことを考えていると説明した。

最後に、現在、教育委員会で検討している事項について報告する。木津川市では、遠距離通学費の補助金要綱を整理し、一定の距離以上を、公共交通機関を利用して通学する子ども

について、補助を行っているところである。その中で、令和3年度から城山台小学校区において導入する学校選択制に関連し、当該要綱に盛り込むことができるかどうか検討している。現在の要綱では、区域外就学を除くとしているが、学校選択制については適用することができるか検討しているところである。

(4) 次回教育委員会日程について

次回教育委員会は、令和2年10月5日（月）午後1時30分から開催することを確認した。

（会議後、令和2年10月8日（木）午前10時30分から開催することに変更した。）

教育長が、会議を閉会した。